

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

秩 父 市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

①尾田蒔・大田・下吉田・久長地域

(1)現況

この地域は、のどかな田園と心和む里山風景を有する中山間地域で、その中に工業団地や果樹園などを抱えている。また、効率的な農業経営を行うため、土地改良事業等も実施している。しかしながら、平場と比べて経済的・社会的条件や生産条件の格差が大きく、近年、農家戸数、農業就業人口の減少とともに、農業就業者の高齢化、兼業化も著しい。そのため、これを補正するための取組として交付金を活用し、生産性や付加価値の向上等による農業収益向上を図り、生産条件不利地である中山間地域の生活環境と農業生産活動の維持・向上を図ることが必要である。

(2)目標

(1)を踏まえ、本地域では法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の推進を図ることとする。

②阿熊・上吉田・石間・太田部地域

(1)現況

この地域は、恵まれた森林と水源、歴史ある屋並みを有し、自然と生活空間が調和した特定農山村及び振興山村地域であり、高齢者の割合が非常に高い地域である。

古くから農林業を主体とした第1次産業に依存してきたが、平場と比べて経済的・社会的条件や生産条件の格差が大きいため、農林業就業者の減少、高齢化が著しく、遊休化する田畑が増加している。そのため、これらを補正するための取り組みとして交付金を活用し、生産性や付加価値の向上等による農業収益向上を図り、生産条件不利地である中山間地域の生活環境と農業生産活動の維持・向上を図ることが必要である。

(2)目標

(1)を踏まえ、本地域では法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけるこ

とにより、多面的機能の発揮の推進を図ることとする。

③久那・浦山・荒川地域

(1)現況

この地域は、中央を荒川が貫流し、これに沿って細長く集落と耕地が連なる農山村で、風光明媚な山里の風景を有している。また、中心市街地から短時間の距離にある、清雲寺のしだれ桜や札所 25 番久昌寺の古代蓮、浦山ダム等の観光資源も豊富なほか、地域を代表する「そば」を重要な誘客資源としている特定農山村及び山村振興地域である。しかしながら、高齢者の割合が高い地域であり、農林業就業者の減少、高齢化が著しく、遊休化する田畑が増加している。そのため、平場地域と比べ生産条件の格差が大きいことから、これらを補正するための取り組みとして交付金を活用し、生産性や付加価値の向上等による農業収益向上を図り、生産条件不利地である中山間地域の生産環境と農業生産活動の維持・向上を図ることが必要である。

(2)目標

(1)を踏まえ、本地域では法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の推進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	尾田蒔区域	法第3条第3項第1項に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業
②	大田区域	
③	下吉田区域	
④	上吉田区域	
⑤	石間区域	
⑥	太田部区域	
⑦	阿熊区域	
⑧	久那区域	
⑨	荒川区域	

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域

設定しない

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。

促進計画（別紙）

1. 法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業について、次のとおり定める。

（1）対象農用地の基準

1）対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

特定農山村地域 吉田、上吉田、荒川、大滝

振興山村地域 浦山、上吉田、大滝

過疎地域 大滝

埼玉県知事が定める中山間地域等直接支払制度特認地域

尾田蒔、久那、高篠、大田、原谷、影森

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地

(エ) 市長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

緩傾斜農用地については、勾配が田で1/100以上1/20未満、畑、草地、及び採草放牧地で8度以上15度未満の農用地とする。

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率40%以上、耕作放棄率：田8%以上、畑（草地含む。）15%以上の農地

(オ) 埼玉県知事が地域の実態に応じて指定する地域

（2）集落協定の共通事項

1）集落の農用地面積が1ha未満である場合において、農用地面積が0.8ha以上であり、かつ、農用地の保全等の観点から集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると市長が個別に認めた場合には、1ha以上の一団の農用地の要件を満たしたものとみなす。

2) 協定参加者数がおおむね 50 戸に満たない場合において、協定参加者数が 30 戸以上となり、かつ、地理的又は地形的な条件等を踏まえ集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると市長が個別に認めた場合には、おおむね 50 戸以上の協定参加者数の要件を満たしたものとみなす。

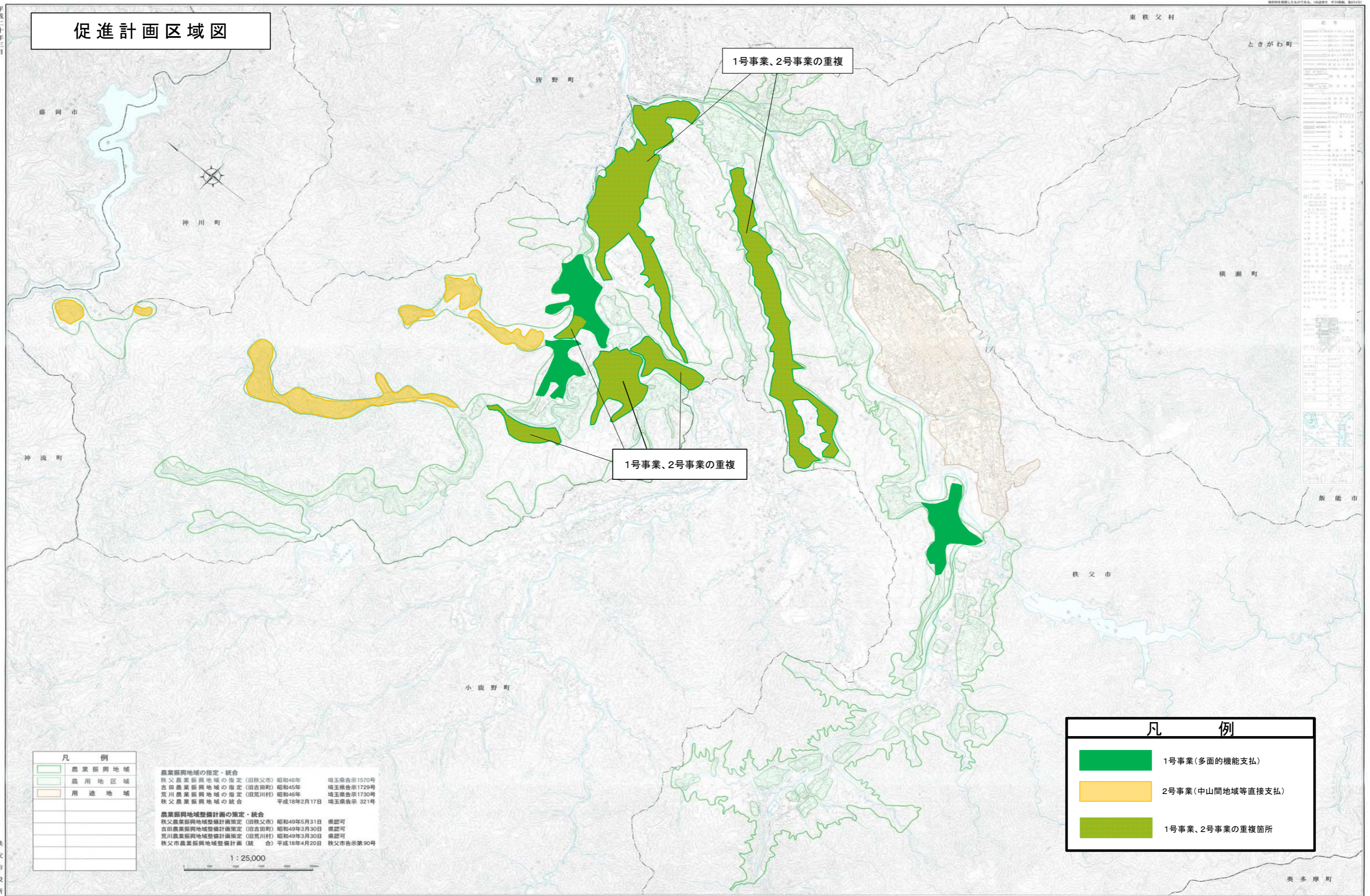
(3) 対象者

認定農業者に準ずる者とは、秩父市の地域の実情に合わせて市長が認定する者とする。

(4) その他必要な事項

特になし。

促進計画区域図



1号事業、2号事業の重複

1号事業、2号事業の重複

	農業振興地域
	農用地区域
	用途地域

秩父農業振興地域の指定 (旧秩父市)	昭和48年	埼玉県告示1570号
吉田農業振興地域の指定 (旧吉田町)	昭和45年	埼玉県告示1729号
荒川農業振興地域の指定 (旧荒川村)	昭和46年	埼玉県告示1730号
秩父農業振興地域の統合	平成18年2月17日	埼玉県告示321号

秩父農業振興地域整備計画策定 (旧秩父市)	昭和49年5月31日	農認可
吉田農業振興地域整備計画策定 (旧吉田町)	昭和49年3月30日	農認可
荒川農業振興地域整備計画策定 (旧荒川村)	昭和49年3月30日	農認可
秩父市農業振興地域整備計画 (統合)	平成18年4月20日	秩父市告示第90号

1 : 25,000

	1号事業(多面的機能支払)
	2号事業(中山間地域等直接支払)
	1号事業、2号事業の重複箇所